

学術システムの変容

家 泰弘 〈日本学術振興会 yasuhiko-iy@jpsps.go.jp〉

昭和から平成に移る少し前、つまり1980年代後半は、物理学上の大発見に沸いた時期だった。超新星1987Aからのニュートリノが捉えられ、超伝導の常識を破る銅酸化物系高温超伝導物質の発見があった。それらを含む物理学の多くの分野で、日本の研究者・研究グループが重要な貢献をなし、世界の中での存在感を増した時期だった。日本の存在感が増した理由はもちろん優れた研究成果にあったが、より多くの日本人研究者が国際会議に参加できるようになったことも少なからず与ったと思われる。海外に出かけて行くことに障壁がなくなった昨今、逆に若手研究者が海外での武者修行を躊躇する傾向があると報じられているのは何とも皮肉である。

学術研究が置かれた環境という観点から平成の時代を振り返ると、平成30年間の中間あたりで潮目が変わって今に至っているという感を深くする。平成の初期は日本がそれまでのバブル経済期から、後に「失われた20年」と呼ばれることになる時期に差し掛かりつつある頃だった。世の中のバブル景気とは裏腹に大学の施設は未だ老朽・貧弱であり、有馬朗人東大総長が「大学貧乏物語」キャンペーンを張って研究環境の改善を訴えていた。バブル景気には陰りが見えてきたが（あるいは、見えてきたがゆえに）、産業競争力の源泉としての基礎研究への投資が叫ばれるようになり、科学技術創造立国を旗印として平成7年に科学技術基本法が議員立法によって成立した。欧米諸国に比べて日本は政府研究開発投資の規模が小さいという認識のもと、政府に対して、科学技術振興のための施策を総合的かつ計画的に推進することを求めるものだった。科学技術基本計画の第1期（平成8～12年度）では、5年間で総額17.6兆円の科学技術予算が投入された。「ポストクワン計画」が打ち上げられたのもこの時期である。第2～4期の各期にも総額約21兆円の科学技術予算が組まれた。現在は第5期（平成28～32年度）の中間にある。

平成13年に行われた中央省庁の再編により、学術に関わる官庁組織も大きく変わった。文部省と科学技術庁が統合されて文部科学省になり、学術審議会は科学技術・学術審議会の学術分科会という位置づけに変わった。新たに内閣府が設置され、内閣主導による政策の企画立案や総合調整の機能・権限が集中する流れが作られた。内閣府に「総合科学技術会議（CSTP）」が設置された。内閣総理大臣を座長として関係閣僚と産業界および学術界からの有識者とで構成される同会議は科学技術政策の司令塔と位置付けられた。その後、平成26年に名称が「総合科学技術・イノ

ベーション会議（CSTI）」に改められたことにも表れているように、科学技術振興を産業競争力の強化という観点で捉える傾向が強くなり、科学技術政策の文書に「競争的環境」、「選択と集中」、「イノベーション」、「出口志向」、「社会へのインパクト」などのキーワードが躍るようになった。

平成15年の国立研究機関の法人化に続いて、平成16年には国立大学の法人化が実施された。今から振り返ればこのあたりが分水嶺だったように思う。法人化の際には、「法人化の後も国が財政的にはしっかり支える。法人化によって大学経営の自由度が増えるのである」という説明だったと記憶しているが、そのような空証文がなし崩しになるだろうことは予想された。案の定、税収の伸び悩みや社会保障費の増加による国家財政状況の悪化を背景として、「効率化係数」という名のもとに、運営費交付金の毎年1%削減が続くこととなった。その結果、平成16年度の法人化時点には総額1兆2,415億円であった国立大学運営費交付金は、平成30年度には1兆945億円にまで減少した。基盤的経費削減の影響が最も端的に現れたのは安定的ポストの減少であり、そのシワ寄せが随所、特に若手のキャリアパスに深刻な影を落としている。「基盤的経費と競争的資金の適正なバランスによる研究活動の支援」を意味する「デュアル・サポート」の仕組みが徐々に触まれ、今や機能不全の状態に至っている。

このような状況におかれた大学等研究機関では、基盤的経費の縮小分の穴埋めを図るべく、競争的資金の獲得に努力を傾注する。その1つは「リーディング大学院」などのいわゆる「GP（グッド・プラクティス）もの」、俗に「毒饅頭」と揶揄される競争的プログラムである。大学のシステム改革としてポジティブな面ももちろんあると思われるが、往々にして、応募書類の作成からプログラム実施、そして評価への対応に、当該機関の有力研究者が多大の時間を割くことになり、貴重な研究時間が奪われるという副作用も無視できない。もう1つは、大学等研究機関の執行部が所属研究者に対して、科研費など競争的資金の獲得にハッパをかける動きとなって表れている。

さて、その「科研費」に目を転じよう。今年（本稿執筆時、2018年）は「科研費100周年」にあたる。一世紀前の大正7年（1918年）に、科研費の前身である文部省科学研究奨励金制度が創設された。昭和の初期、櫻井錠二、藤沢利喜太郎、長岡半太郎といった帝国学士院の重鎮たちの運動により科学研究振興の機運が醸成された。時は第一次世界大戦を経て満州事変に向かう頃で、国の指導層にも「国力の源

泉は科学技術」との認識が広まり、昭和7年に財団法人日本学術振興会が、天皇からの御下賜金150万円を原資として設立された。また、文部省科学振興調査会による検討を経て、昭和14年度には文部省科学研究費交付金制度が発足した。当初の総額は300万円であったが、昭和19年度には総額1,850万円へと急成長した。当時の七帝大の講座研究費総額が1,000万円程度であったというから、これが科学研究への破格の資金投下であったことが窺える。これは、大学教員に対する講座研究費と科学研究費とによるデュアル・サポートの原型とも言える。科学研究奨励金の流れを汲む科学研究助成補助金制度と科学研究費交付金制度とが昭和40年に統合されて科学研究費補助金(科研費)制度となり、爾来あらゆる学問分野の学術研究を対象とする研究助成制度として重要な役割を果たしている。

筆者は平成3年から2年間、文部省学術調査官を併任した。当時の学術調査官は人社系1名、理工系3名(数物、化学、工学)、生物系3名であり、数物系に分類される全分野が担当範囲だった。当時、科研費予算は年600億円程度であり、研究助成課ではこれを早期に1,000億円にまで増やすことを目標に掲げていた。当時は右肩上がりの時代で、科研費予算も追い風を受けて毎年10%以上の増額になり、1,000億円という目標は平成8年度に達成された。平成16年頃以降は伸びが鈍ったものの、平成20年度には2,000億円台に達し、ここ数年は約2,300億円で推移している。平成11年には、科研費の大部分が学術振興会に移管された。今も文科省において審査を行っている新学術領域研究についても、条件が整えば学術振興会に移管される予定である。また、平成13年度から間接経費が導入され、現在ではほぼすべての研究種目に間接経費が措置されている。

科研費制度が研究者にとってより良いものになるよう、制度整備がなされてきた。今では当たり前の電子申請であるが、本格的に実施されたのは実は平成20年代に入ってからである。40歳代より古い世代は、紙の時代を覚えておられるだろう。研究計画調書を指定の部数コピーして、ページの端を糊付けし、パンチ穴を開けて、上部に研究種目ごとの色をマジックで塗った。大学事務への提出締切日が迫るとコピー機の奪い合いになったものである。応募を受け付ける側の学術振興会には大量の段ボールが届き、応募書類の仕分け作業はアルバイトを動員して人海戦術でやっていた。

科研費の使い勝手を良くするための地道な改革も行われてきた。例えば、昔は外国旅費が必要な場合には、国際学術研究というそれに特化した研究種目に応募する必要があった。平成8年に、それまでの一般研究、総合研究、試験研究を基盤研究種目に統合した機会に外国旅費への用途制限が撤廃され、自由に使えるようになった。学生も含む研究協力者の旅費や謝金に関する制約も大幅に緩和された。また、研究が速やかに開始できるよう、現在ではほとんど

の研究種目で4月1日に交付内定通知を出している。さらに、交付内定の時点から機器発注契約が可能となり、(所属研究機関の立替による)研究費支出が可能となっている。また、研究の進展に応じて柔軟に使うことができるよう、交付金額の50%までの用途内訳変更は手続き不要としている。最大の問題である単年度会計の制約については、繰越し手続きの簡略化が進められた。平成23年度から一部の研究種目で進められている基金化を全種目に拡大することが、単年度会計問題の根本的解決策である。科研費使用の自由度を格段に増したこのような改革は、研究者に対する信頼を前提として地道に進めてきたものである。したがって、研究費不正使用の事例が発生して信頼が裏切られれば、営々と積み上げてきた規制緩和の流れが逆方向に大きく振れることになりかねない。

近年、科研費への新規応募件数は10万件を超えるようになってきている。研究活動の活発化と研究意欲の高揚を表すものと素直に捉えたいところだが、基盤的経費の縮小に伴って研究者が科研費の獲得に必死にならざるを得ない状況も少なからず反映していると思われる。10万件の応募を審査する審査員は7,000人である。応募者からすると「計画調書を10月に提出しているのに、結果が知らされるのは翌年の4月。もっと早くできないのか。」という思いであろう。一方、審査員になった場合には「1~2月の忙しい時期に大量の応募書類を読まされる。もっと負担軽減できないのか。」ということになる。是非ご理解いただきたいのは、科研費の「公募⇒応募受付⇒一段審査⇒二段審査⇒採択通知⇒交付申請書受付⇒交付」という一連のサイクルがギリギリの年間スケジュールで回っているということである。

最後に、科研費制度が直面している課題のいくつかを述べておきたい。最大の問題は、ここ数年、応募件数が増え続けているにも拘わらず、科研費予算が伸びていないことである。一方では、「基盤研究(C)や若手研究などについては新規採択率30%を政策目標とする」という決定がなされている。予算を増やさずに採択率の目標数値だけを固定すれば、当然のこととして採択課題に対する配分額(充足率)が低下する。これらの研究種目の平均充足率は70%程度になっている。別の懸念材料は、このご時世CSTIあたりから吹いてくる「出口志向」の風である。「科研費の評価軸に、社会的インパクトという項目を入れるべし」という圧力への対応に苦慮したが、社会的インパクトを「学術・文化・科学技術・産業へのインパクト」と広く捉えるとして受け流している。研究者の自由な発想による学術研究を支援する科研費の本質にかかわる問題と考えている。他にも課題山積であるが、そろそろ紙数も尽きた。科研費制度は、学術研究に携わる者全員が応募者としてまた審査員として適切に行動することによって守り育てて行くべき貴重な資産であることを改めて強調して筆を置く。

(2018年12月9日原稿受付)